

令和2年度

事業計画書

(第11期)

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号

日本自動車会館11階

目 次

【公1】自動車リサイクルに関する事業	3
I. 資金管理業務に関する事業	3
II. 再資源化等業務に関する事業	5
III. 情報管理業務に関する事業	8
IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業	9
【公2】二輪車リサイクルに関する事業	11

【公1】自動車リサイクルに関する事業

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という。）は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I. 資金管理業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第92条に規定される資金管理法人として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される業務（資金管理業務）を実施している。

令和2年度の取組みとして、ユーザー負担の軽減等を目的とした資金管理料金の額の検討を実施する。また、リサイクル券を電子化することによる関連費用の削減を推進するとともに、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始及び令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを着実に推進する。

<事業内容>

令和2年度に資金管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時までに、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時までに、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行う。

令和2年度は、新車登録・検査時預託517万台分520億円、引取時預託3万台分2億円のリサイクル料金の収受を見込む。

収受形態	台 数	リサイクル料金 収入
新車購入時預託	5, 170千台	52, 023百万円
引取時預託	31千台	163百万円
合 計	5, 201千台	52, 185百万円

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

令和2年度末における保有債券額面残高は8, 641億円を見込む。このうち、令和2年度の新規債券取得額面金額（債券の償還金・利息の再投資金額を含む。）は771億円を見込む。

また、平成30年度から開始したESG投資(環境、社会、企業統治の観点を考慮した投資)を推進し、社会貢献の拡大に努めていく。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

令和2年度は、ASR326万台分199億円、エアバッグ類297万台分70億円、フロン類307万台分64億円、情報管理料金343万台分6億円、及び利息として合計51億円を見込む。

品目	台数	払渡支出(利息除く)
ASR	3, 258千台	19, 906百万円
エアバッグ類	2, 968千台	7, 034百万円
フロン類	3, 072千台	6, 359百万円
情報管理料金	3, 426千台	642百万円
合計		33, 942百万円

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

令和2年度は、155万台分179億円、及び利息として20億円を見込む。

5. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特預金の出えん等を行う。

- (1) 離島対策等支援事業の定常業務及び不法投棄等対策支援事業の拡充に要する資金として、合計256百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (2) 大規模災害発生に備えた地方公共団体向けの事前対応に要する資金として、25百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (3) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する資金として、資金管理法人において129百万円を充て、指定再資源化機関及び情報管理センターにそれぞれ、3百万円、10百万円を出えんする。
- (4) 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に係る事前調査に要する資金として、資金管理法人において34百万円を充て、情報管理センターに対して27百万円を出えんする。
- (5) 大規模災害発生時において番号不明被災自動車の再資源化等を実施するための資金、及び本財団の事業継続計画に対応するための資金として、合計2, 100百万円を承認・認可済特定再資源化預託金等の管理に関する会計にて確保する。

6. 次期資金管理料金の検討

令和4年度から適用することを予定している資金管理料金の額について、ユーザー負担の軽減等を目的として、リサイクル料金収受に係る委託手数料の見直しを始めとする構成費用ごとの妥当性の検証を行う。

7. リサイクル券電子化の推進

リサイクル券の作成、輸送及び保管等に係る費用の削減と、自動車販売店等における業務の効率化を目的として、リサイクル券の電子化を推進する。

また、令和4年度に予定されている国土交通省による車検証のICカード化との連携も視野に入れ、更なるデータの利活用の検討も推進する。

8. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けて、次期仕様案の策定などの取組みを実施する。

資金管理業務としては、効率的なリサイクル料金の収受や、昨今のキャッシュレス化やペーパレス化の普及等に対応することが出来る仕様についての検討を行う。

9. 自動車リサイクルセンターの更なる最適化に向けた取組み

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、更なる品質の向上と業務の効率化を目的に委託業務の再設計を行い、令和3年度に予定しているサービス開始に向けて万全の準備を行う。

資金管理業務としては、中古車輸出時のリサイクル料金の返還を効率的に実施することが出来るための検討を行う。

II. 再資源化等業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条に規定される指定再資源化機関として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される業務(再資源化等業務)を実施するものである。

令和2年度の取組みとして、全国に残存する使用済自動車等の不法投棄・不適正保管台数の削減に資するため、国が方針等を定めたモデル事業の対象となる地方公共団体の取組みを支援する。また、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として引き続き、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不法投棄・不適正保管事案の解消に資する知見の共有等の支援を実施する。

<事業内容>

令和2年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者33社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等

物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

令和2年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で12,960台分、0.6億円の委託料金等収入を見込んでいる。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者又は輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者が確知できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、実施することとしている。

令和2年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で14,520台分、1.2億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

また、本業務においては、環境省との連携および災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)メンバーとしての活動を通じて、災害発生時における番号不明被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施する。

- (1) 平成29年度に行った南海トラフ巨大地震による被災自動車発生台数の推計について、最新データ入手し更新を行う。また、首都直下型地震による被災自動車発生台数の推計も検討する。
- (2) 手引書・事例集、推計結果等を活用した情報提供・啓発活動ならびに説明会・研修会を通じて、地方公共団体における被災自動車の適正処理に係る体制整備、処理計画の策定等の支援を実施する。
- (3) D.Waste-Net の活動を通じて、地方公共団体に情報提供、助言等の支援を実施する。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

令和2年度は、81市町村に対し、26,854台分、1.3億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を実施する。
- (3) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、市町村支援を強化する。
- (4) 年間20市町村を対象に申請証憑の確認等を実施し、事務精度を維持する。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

不法投棄等対策支援事業の活用方法を毎年地方公共団体に周知しているものの、令和2年度は、事業活用の協力を要請する地方公共団体がないため出えんの予定はない。

なお、既存の不法投棄等対策支援を拡充するため、平成29年度より検討を進めてきた国のモデル事業について、令和元年度にモデル事業の対象となる地方公共団体が選定された。このため、令和2年度は国の方針に基づき、本財団は不法投棄等の未然防止・解消に向けた、当該地方公共団体による取組みへの支援を実施する。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 地方公共団体における不法投棄・不適正保管事案に関する課題の解決に資するため、情報提供・助言等を実施する。
- (2) 不法投棄・不適正保管の事案を所管する地方公共団体の対応状況等について、現地確認及び情報の整理を行い、当該地方公共団体の担当者と事案の解消に向けた意見交換を実施する。
- (3) 上期に全国8ブロックで実施する「自治体担当者向け基礎知識研修」(座学研修)、下期に全国4会場で実施する「自治体担当者向けステップアップ現場研修」(実地研修)等を通じて、地方公共団体の担当者に不法投棄・不適正保管事案解消に向けた知見を提供する。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

令和2年度は、地方公共団体からの要請見込みがないため、出えんの予定はない。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

令和2年度は、地方公共団体その他の者からの要請見込みはない。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和元年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和2年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和2年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

III. 情報管理業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条に規定される情報管理センターとして経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される業務（情報管理業務）を実施するものである。

令和2年度の取組みとして、移動報告情報を積極的に活用した適正処理の促進及び理解普及を行う。また、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始及び令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを着実に推進する。

<事業内容>

令和2年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業（ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。）を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。主な実施内容は以下のとおり。

（1）電子マニフェストシステムの改善

システム利用者の利便性を高めるための改善を実施する。令和2年度においては、事業者向けの画面改善及び地方公共団体が利用する報告収集機能の利便性向上を図る。

（2）移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施

電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報の分析を深め、移動報告が長期間実施されていない等の諸課題の抽出を行い、関連団体及び地方公共団体と連携を強化したうえで、実効性のある対策を講じる。

2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問合せに適切に対応するとともに、自動車リサイクルコンタクトセンターの効率的かつ安定的な運営に努める。主な実施内容は以下のとおり。

（1）自動車リサイクルコンタクトセンターの更なる最適化に向けた取組み

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、更なる品質の向上と業務の効率化を目的に委託業務の再設計を行い、令和3年度に予定しているサービス開始に向けて万全の準備を行う。

（2）問合せ者の満足度向上

自動車リサイクルコンタクトセンターにおける対応の質を更に高め、月間応答率90%以上を維持する対応を行うとともに、問合せ内容を分析し、十分な情報発信に繋げることで、問合せ者の更なる満足度向上を図る。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を收受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法人へ送信する。

6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けて、次期仕様案の策定などの取組みを実施する。

情報管理業務としては、主なシステム利用者である関連事業者のニーズ等を十分にヒアリングすることで、利用者の利便性を向上出来る仕様の策定を行う。

IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業

<基本方針>

本事業は、法に基づく「自動車リサイクルシステム」を中心とする自動車リサイクル全般の普及・啓発活動、情報提供、更にはより高度な自動車リサイクル及び適正処理を達成するための調査・研究や国内外の関係機関・団体との交流や協力をすることにより、自動車ユーザーを含む国民一般の便益と国民生活の維持向上に貢献するものである。

令和2年度の取組みとして、“ユーザー参加型のリサイクル社会による自動車リサイクルの更なる発展”を目指し、地方ユーザーを意識した“点”での取組みを“面”への取組みへと進化させ、自動車リサイクルに関する情報の露出を高めることにより、ユーザーを含む国民一人ひとりの認知及び関心の向上を推進する。また、自動車リサイクルの円滑な運営を補完するため、自動車製造業者等、関連事業者に代表される自動車リサイクルの関係者間の連携を促進する。

また、自動車由来の資源循環等に係る情報等を包括的に取扱い、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するための事業を進めるにあたり、自動車リサイクルの適正処理についての調査、研究および分析を行い、国内外の有識者、専門家等と連携を図ったうえで、研究成果を公表する準備、検討を実施する。

<事業内容>

令和2年度に自動車リサイクルの促進に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

1. 情報発信の取組み

ユーザーにとって利便性が高く、コスト効率が良い手法を用いて、質の高い情報を提供していくことにより、ユーザーを含む国民一人ひとりの認知を広げ、そして関心を高める取組みを推進する。

(1) コンテンツの質を高める取組み

これまでに制作した自動車リサイクルの仕組を紹介するユーザー向けのコンテンツの質を高めるとともに、自動車リサイクルの実績を紹介するコンテンツを新たに制作するなど、ユーザーの関心事に応じた分かりやすいコンテンツの創造に取り組む。また、外国人ユーザーに向けたコンテンツの英訳版の制作にも取り組む。

(2) 全国地域イベントへの出展

全国地域イベントに出展し、開催地の地方公共団体や地域メディアと連携した情報発信により、地域ユーザーの理解普及に取り組む。また、地域イベントへの出展に際しては、その開催地の主要な新聞媒体を使った折込チラシを展開し、地域イベントでの JARC ブースへの来場促進及び JARC ウェブサイトの利用促進に向けて取り組む。

(3) 常設展示ブースを活用した情報を発信

東京と大阪の施設に常設展示しているコンテンツを定期で見直すとともに、これら展示ブースを情報発信の拠点として、来場者の理解普及に取り組む。また、新たに環境情報を取り扱う施設を探し、これに自動車リサイクル制度の常設展示ブースを設け、来場者の理解普及に取り組む。

(4) 自動車リサイクルの現場見学会を開催

自動車リサイクルを学ぶ学童、そしてその保護者に向けて、国民生活を支える自動車産業に関する人々の工夫や努力を紹介する現場見学会を催す。そして、ここで得られたコンテンツを全国小学校や自動車リサイクルの関係者と共有するなどして、ユーザーの理解普及に取り組む。

(5) クルマのリサイクル作品コンクールを開催

自動車リサイクルの関係者を始め学校教育機関などの協力を得ながら、全国小学生を対象とした「クルマのリサイクル作品コンクール」を催す。そして、ここで得られたコンテンツを利用したユーザーの理解普及に取り組む。

(6) 若年層の関心を高める取組み

自動車運転免許教習所に通う将来のユーザーに対して、リサイクル料金の支払やその使途など、ユーザーの自動車リサイクルへの関り方の情報の認知を広げ、そして関心を高める取組みを行う。

(7) メディアを利用した効果的な取組み

新聞・テレビ・SNSなどのメディアを組合せた効果的な情報伝達の手法の検討を進め、ユーザーを含む国民一人ひとりの関心を高める取組みを行う。また、定期出版物によるターゲットの特性に応じたコンテンツを創造し、これを発信することでユーザーの理解普及に取り組む。

2. 情報収集に関する取組み

情報の質を高め、効果的な情報発信が行えるように、毎年実施しているユーザーを対象としたインターネット調査及び地域イベント来場者を対象としたアンケート調査の内容の改善を進め、これらを実施することによりユーザーの自動車リサイクルに関する認知状況や様々なニーズを把握する。

また、さらなる発展的な取組みにしていくように、広報・理解活動の取組みによる効果を確認する。

3. 自動車リサイクル情報プラットフォーム(情報PF)の設置

自動車リサイクル・資源循環について、過去に国内外で実施された調査・研究・協力事業等の概要を確認した結果、以下の課題を把握した。

- (1) 調査・研究の継続性
- (2) 情報の一元化
- (3) 人的ネットワーク
- (4) 知識の普及・啓発
- (5) 国際協力

上記から、開発途上国等の自動車リサイクルに関する環境負荷削減等の社会的課題の解決や国際的な資源循環の促進に向けて、我が国の知見を伝えていくなどして、積極的に貢献し、また、自動車リサイクルに関する学術・研究面での交流の後押し、政策対話等を通じた3R国際協力に資する、『自動車リサイクル情報プラットフォーム(情報 PF)』の設置に向けた取り組みに着手する。

情報 PF では主要な活動として、以下を想定する。

- (1) 自動車由来の資源循環等に係る調査・公表
- (2) 人的ネットワークの形成と研究、協力の推進
- (3) 自動車リサイクルに係る国際貢献の在り方の検討

情報 PF 設置に当たっては、令和3年度の第1四半期を目途に、有識者・専門家、関係主体で構成する準備委員会を発足させ、準備を進める。

なお、【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、リサイクル料金の收受、電子マニフェスト報告等に関するコンピュータシステムが必要となるため自動車リサイクルシステムを構築、運用している。令和2年度の取組みとして、IT 活用による業務環境の改善及びデータ利活用の推進を図るとともに、システム大改造に向けた検討を本格化する。

【公2】二輪車リサイクルに関する事業

<基本方針>

本事業は、二輪車リサイクルシステム(国内二輪車製造業者4社が自主取組みとし

て運営)(以下「二輪車リサイクル」という。)に係る業務のうち、広報、二輪車リサイクルセンター運営、自治体対応及び会議体事務局等の業務を、国内二輪車製造業者4社から受託し、二輪車リサイクルの普及を促進している。

令和2年度の取組みとして、国内二輪車製造業者4社からの受託業務の安定運用を図りつつ、二輪車リサイクルの課題に向けた取組みに協力する。また、関係者に向けた広報を継続することで、二輪車リサイクルの適切な利用を促す。

<事業内容>

令和2年度に二輪車リサイクルに関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

1. 二輪車リサイクルの課題に向けた取組みへの協力

電動バイクの普及に伴うリチウムイオンバッテリーの処理や、二輪車リサイクルに参加する輸入事業者の変化等に伴う課題に向けた国内二輪車製造業者4社の取組みに協力する。

(1) 情報分析及び提案

国内二輪車製造業者4社からの要請に応じ、会議体の開催や判断する上で参考となる情報の分析・提案を行う。

(2) 輸入事業者対応

新規・脱退手続きの窓口として、説明会の開催や、関係者への周知等の業務を滞りなく行う。

(3) 関係者への周知活動

課題対策内容に応じ、一般ユーザーや販売店、地方公共団体等の関係者に対し、適切な広報を実施する。

2. 社会認知度向上へ向けた広報

(1) ユーザーに対する直接訴求の継続

東京及び大阪のモーターサイクルショーに出展し、二輪車リサイクルをユーザーに直接訴求する。特にリチウムイオンバッテリーへの対応等、二輪車業界の取組みを積極的にアピールすることで、ユーザーの理解を深める。

(2) 地方公共団体との連携による適正な住民案内促進の継続・強化

① 全1741地方公共団体の一般廃棄物処理対策・普及広報関係部署へ、案内文やパンフレット等の発送により、二輪車リサイクルに関する最新情報を提供し、地方公共団体による住民への二輪車リサイクルの案内促進を継続する。特に、リチウムイオンバッテリーへの対応等の変更点を強調することで、地方公共団体の誤案内による住民とのトラブルが発生しないよう配慮する。

② 全国7地区で開催される公益社団法人全国都市清掃会議主催の会合を活用し、住民への二輪車リサイクルの案内を推進するよう、会員地方公共団体への直接周知を継続する。

3. コールセンターの品質向上・業務効率化

(1) 品質向上

- ① 二輪車リサイクルの変更点や問合せニーズや環境変化等に対応し、必要に応じてスクリプト・FAQ等を改訂・改善する。
- ② オペレーターに向け、リチウムイオンバッテリーの基礎知識や処理手順等、今後必要となる情報を中心とした定例研修を年に6回以上実施し、回答精度の向上を目指す。

(2) 業務効率化

- ① 地方公共団体からの放置二輪車排出手続きや関連書類の発送等、バックオフィス業務の効率化を図る。

4. 放置二輪車の処理支援

放置車両の状態確認や引取対象確認に必要な情報提供等、地方公共団体による放置二輪車の適切かつ速やかな処理の支援を継続する。

5. 廃棄二輪車取扱店への広報

廃棄二輪車取扱店のリストを取りまとめる一般社団法人全国軽自動車協会連合会及びその廃棄二輪車取扱店を管理する国内卸販売会社等と連携し、最新情報や注意点等を訴求・徹底すべく、廃棄二輪車取扱店への広報を継続する。

以上